



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



日中汗ばむ陽気の日も増えてまいりました。いかがお過ごしでいらっしゃいますか？
GWは、中学で野球をやっている息子の大会があり、3日間試合、そしてなんと兵庫県で優勝という快挙を成し遂げました。まさかまさか優勝するとは思っていませんでしたので…選手はもちろんですが、保護者一同とても盛り上がっています。
6月上旬には近畿大会へ出場で、更に厳しい試合になると思いますが、今からとても楽しみです。



職場で役立つ心理学
～本音を引き出す話し方～



メンバーが不満や意見をため込まず活発なコミュニケーションが行われている職場は、仕事の成果も出やすいものです。そのような職場の上司は、部下の話にきちんと耳を傾け、意見を引き出すことがうまくできています。相手の本音を引き出すコツとはどのようなものでしょうか？

心理学的には、相手の気持ちを聞き出したければ、「自分の体験や感情を語る」ことが大切だとされています。部下に対して「悩みがあれば聞くよ」というより、「私も入社1年目の時は、企画が思い浮かばなくて苦労したよ。あなたもそう？」などと、なるべく自分の具体的な体験を伝えると、「実は僕も…」と答えやすくなります。また、質問の仕方においても、イエス・ノーで答えられる「閉じた質問」よりイエス・ノーでは答えられない「開いた質問」のほうが、相手の気持ちを引き出しやすいと言われていました。「あなたは経理が好き？」という質問より「あなたは経理のどんな部分が好き？」という質問のほうが自由な返答によって、会話が広がっていきます。話し始めたら、途中で会話を遮らないことも大切です。

★これで完璧！ 5月の事務★



☆個人住民税の特別徴収（給与天引き）の準備☆

平成 27 年度の個人住民税の特別徴収税額の通知書が各市区町村から送られてきますので、従業員各人に通知します。あわせて 6 月からの特別徴収の計算に備えます。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（5月11日まで）☆

4 月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（6月1日まで）☆

4 月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆3月決算法人の確定申告と納税（5月中の決算応当日まで）☆

3 月決算法人の確定申告と納税、9 月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～6月から労働保険料の申告・納付が始まります～



労働保険とは、労災保険と雇用保険をまとめた総称です。この 2 つの保険は、労働者に支払った賃金をもとに計算されるため、年に一度、賃金を集計し、保険料の申告と納付を行います。申告と納付の期間は、6 月 1 日から 7 月 10 日までとなります。

今年度の雇用保険料率は、前年度と同じですが、労災保険料率は、23 業種で引き下げ、8 業種で引き上げとなりました。保険料率は、労働局から送られてくる申告書に、あらかじめ印字されています。

申告するためには、賃金を集計しなければなりません。以下の点に注意しながら正確に集計しましょう。

- ・昨年 4 月分～今年 3 月分の賃金を集計します。月＝「賃金締切日の属する月」とします。
- ・賞与も集計します。
- ・賃金には、非課税の通勤交通費や現物支給の通勤定期券も含まれます。
- ・労災保険料の計算では、すべてのパート・アルバイトの賃金も含めます。
- ・役員の報酬、事業主と同居する家族従事者の賃金は、原則含めません。
- ・出向者の賃金は、労災保険料の計算では出向先に、雇用保険料の計算では被保険者となっている会社で集計します。
- ・雇用保険料の計算では、年度の初め（4 月 1 日）に 64 歳以上であった人の雇用保険料は、いったん申告書に記載しますが、本人・事業主負担とも免除されます。

**家族の介護が長引きそう…
退職を考える前に、介護休業給付を活用**

社員が親の介護をしなければならず、それを理由に仕事を休む、というケースが増えてきています。当初は、持っている有給休暇を取得していても、長引けば有給休暇もなくなります。そんな場合、法律では「介護休業」というものが認められており、最長通算で93日間取得することができます。この間は、会社は給与の支払いは義務付けられていませんので、無給であることが一般的です。

この介護休業の期間中、会社から給与が支払われない場合、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。1年以上その会社に通常に勤務している人なら要件を満たすでしょう。

介護休業給付金は、休業前の賃金の40%相当額が最長3ヶ月間支給されます。給付は、最長3ヶ月の介護休業が終わった後、2ヶ月が経過するつきの末日までに、3ヶ月分をまとめて申請します。

高齢者社会となり、こういった親の介護は、今後どんどん増えて行くものと予想されます。調査によると、親を介護している雇用者のうち、介護休業を取得した人はわずか3.2%だといえます。政府は現在、休業期間の延長や分割取得にできるようにするなどの制度の見直しを検討しているようです。実際に、介護はいつまで続くか先が読めませんので、3ヶ月の休業で十分ということはありませんが、この間に介護をするのではなく、今後の介護態勢を整える期間、と考えてもらいましょう。

介護に直面した社員は、誰にも相談せずに退職を決めてしまうこともあります。利用できる制度があることを広く知らせていくことも必要です。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

